

同様第1-2章「人工栄養費、入院患者日用品費及び移送費」に「第3章 人工栄養費、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費」と並んで、
同表第一-第三章の26-27頁に「診療所」の点と「介護療養型医療施設を除く。以下同じ。」を用
べ、別表第一-第三章の26-27頁の下に記載される。

○厚生省告示第六百六十号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項の規定に基づき、特定療養費に係る療養の基準（昭和六十三年三月厚生省告示第五十三号）の一部を次のよう
うに改正し、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

卷之三

別表第一第3章中「3 移送費」及「4 移送費」に於ける、回算中の次に次のよろに加える。

3 介護施設入所者基本生活費

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
10,000円以内	3,640円	2,130円	1,010円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

०३

表の上の表「10,580円」から「11,470円」まで「9,260円」から「10,040円」に改め、同表を別表第80表

表第5 介護扶助基準

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費 用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づき、その者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第四項（同条第六項（同法第四十四条第十項において準用する場合を含む。）及び同法第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険法第四十三条ノ三第四項第一号に規定する厚生大臣の定める基準（平成十年七月厚生省告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣
丹羽 雄哉
「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第三号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改める。

○厚生省告示第六百六十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項の規定に基づき、特定療養費に係る療養の基準（昭和六十三年三月厚生省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第一号〔ハ〕を次のように改める。

ハ 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）別表第一「医科診療報酬点数表」（以下「医科点数表」という。）第一章第二部又は別表第二「歯科診療報酬点数表」（以下「歯科点数表」という。）第一章第二部に掲げる入院基本料1（次に掲げるものを除く。）が算定されるべき看護を行う保険医療機関であること。

(1) 医科点数表第一章第二部区分A101及び歯科点数表第一章第二部A101に掲げる入院基本料1

(2) 医科点数表第一章第二部区分A107及び歯科点数表第一章第二部区分A104に掲げる入院基本料1

(3) 医科点数表第一章第二部区分A108及び歯科点数表第一章第二部区分A105に掲げる入院基本料1

(4) 医科点数表第一章第二部区分A109及び歯科点数表第一章第二部区分A106に掲げる入院基本料1

第一号〔六〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第二号〔中〕「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）別表第一「医科診療報酬点数表」（以下「医科点数表」という。）」を「医科点数表」に、「別表第二「歯科診療報酬点数表」（以下「歯科点数表」という。）」の第一章区分A000を「歯科点数表の第一章区分A000若しくは区分A001」に改め、同号〔三〕及び第三号〔七〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第四号〔中〕中「区分A000の注8及び区分A001の注7」を「区分A000の注5及び区分A001の注3」に、「区分A000の注7及び区分A001の注6」を「区分A000の注7、区分A001の注6、区分A002の注4及び区分A003の注4」に改め、同号〔四〕及び第五号〔中〕「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第六号〔中〕「第八十条の二」を「第二条第七項」に改め、第七号〔五〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第六百六十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品（平成十年三月厚生省告示第百九号）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品

使用医薬品は、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十二年三月厚生省告示第六十一号）の別表に収載されている医薬品（平成十三年四月一日以降においては、別表第1に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、ガーゼ、焼セツコウ、脱脂綿、絆創膏及び別表第2に収載されている医薬品（平成十三年四月一日以降においては、別表第3に収載される医薬品を除く。）とする。

第一号〔六〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第一号〔一〕中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）」を「医科点数表」に、「別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）」の第一章区分A000」を「歯科点数表の第一章区分A000若しくは区分A001」に改め、同号〔三〕及び第二号〔七〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第四号〔二〕中「区分A000の注8及び区分A001の注7」を「区分A000の注5及び区分A001の注3」に、「区分A000の注7及び区分A001の注6」を「区分A000の注7、区分A001の注6、区分A002の注4及び区分A003の注4」に改め、同号〔四〕及び第五号〔六〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、第六号〔一〕中「第八十条の二」を「第二条第七項」に改め、第七号〔四〕中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第百六十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品（平成十年三月厚生省告示第百九号）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

使用医薬品は、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十二年三月厚生省告示第六十一号）の別表に収載されている医薬品（平成十三年四月一日以降においては、別表第1に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、ガーゼ、焼セツコウ、脱脂綿、絆創膏及び別表第2に収載されている医薬品（平成十三年四月一日以降においては、別表第3に収載されてる医薬品を除く。）とする。

注1 ④は、薬事法(昭和35年法律第145号)第41条第1項に規定する日本薬局方に収載されている医薬品であることを示す。

注2 ④は、品名の次に括弧書によって医薬品製造業者名又は輸入業者名の略称を加えたことを示す。